

施工管理基準

この施工管理基準は、大阪港港湾工事共通仕様書 第1章1-3-3「施工管理」に規定する工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

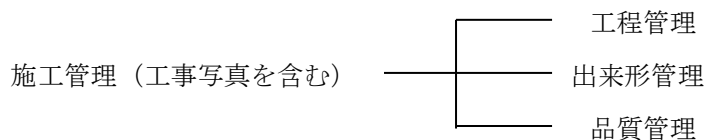
1. 目的

この管理基準は、港湾工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

2. 適用

この管理基準は、大阪港湾局が発注する工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この基準によりがたい場合は、監督職員と協議して他の方法によることができる。

3. 構成



4. 管理の実施

- (1) 受注者は、工事施工前に、第1章1-1-6「施工計画書」に規定する施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。
- (2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
- (3) 施工管理担当者は、測定（試験）を実施する時は、その都度、監督職員に通知しなければならない。
- (4) 受注者は、測定（試験）等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるようすみやかに実施しなければならない。
- (5) 受注者は、測定（試験）等の結果をその都度逐次管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。
- (6) 試験（測定）記録写真は、実施の都度、撮影して整理しておかななければならない。

5. 管理項目及び方法

(1) 工程管理

受注者は、工程管理を工事内容に応じた方式（ネットワーク（PERT）又はバーチャート方式など）により作成した計画工程表により行うものとする。但し、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。

(2) 出来形管理

1. 受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理報告書を作成し、監督職員に提出しなければならない。
2. 受注者は、施工管理計画に出来形を管理する工種、測定項目等を定めて手順よく実施し、測定記録をその都度、整理しなければならない。特に施工完了後目視できない箇所（埋戻し、又は水没する箇所等）は、測定もれのないよう慎重に実施しなければならない。

(3) 品質管理

1. 受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理し、その管理内容に応じて、工程能力図又は、品質管理図表等（ヒストグラム、 $\bar{x}$ -R、 $\bar{x}$ -R s—R mなど）を作成するものとする。なお、これらの管理資料は、品質管理試験報告書として監督職員に提出しなければならない。

なお、小規模工事については、設計図書又は監督職員の指示により実施するものとする。

2. 受注者は、施工管理計画に品質を管理する工種、試験（測定）項目、試験方法等を定めて手順よく実施し、試験（測定）記録をその都度整理し、考察を行い、その結果を確認するとともに問題点について適切な措置を講じなければならない。

3. 規格値

受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値は、すべて規格値を満足しなければならない。

4. その他

受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。